

板橋区住宅リフォーム事業者登録制度実施要領

(令和8年1月9日都市整備部長決定)

(目的)

第1条 この要領は、板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱（令和7年12月26日区長決定。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱で使用する用語の例による。

(新規登録申請の様式)

第3条 要綱第4条第1項の登録申請は、別記第1号様式により行う。

(更新登録申請の様式)

第4条 要綱第4条第2項の登録申請は、別記第2号様式により行う。

(登記事項証明書)

第5条 要綱第4条第3項第1号アの登記事項証明書（履歴事項証明書）は、登記所が発行した履歴事項全部証明書（発行の日から6か月以内のものに限る。）の原本又はその写しを登録申請書に添付するものとする。

(法人税等を滞納していないことを証する書類)

第6条 要綱第4条第3項第1号イの法人税、法人事業税及び法人住民税（以下「法人税等」という。）を滞納していないことを証する書類は、納付期限の到来している直近の1個の事業年度における法人税等の領収書の写し又は納税証明書（課税額及び納税額が記載されたものに限る。）の原本若しくは写しを登録申請書に添付するものとする。

(実務経歴書の様式)

第7条 要綱第4条第3項第2号アの実務経歴書は、別記第3号様式により登録申請書に添付する。

(住民税等を滞納していないことを証する書類)

第8条 要綱第4条第3項第2号イの住民税及び個人事業税を滞納していないことを証する書類は、納付期限の到来している直近の1個の課税年度における住民税及び個人事業税の領収書の写し又は納税証明書（課税額及び納税額が記載されたものに限る。）の原本若しくは写しを登録申請書に添付するものとする。

(誓約書の様式)

第9条 要綱第4条第3項第3号の誓約書は、別記第4号様式により登録申請書に添付する。

(資格を証する書類)

第10条 要綱第4条第3項第4号の都市整備部長が別に定める資格を証する書類は、その写しを登録申請書に添付するものとする。

(登録の要件)

第11条 要綱第5条第3号イの都市整備部長が別に定める資格は、別表1に掲げる資格をいう。

(登録通知の様式)

第12条 要綱第6条第2項の登録通知は、別記第5号様式により通知する。

(登録拒否通知の様式)

第13条 要綱第7条第2項の登録拒否通知は、別記第6号様式により通知する。

(変更の届出の様式)

第14条 要綱第8条第1項の変更の届出は、別記第7号様式により届け出る。

(変更の届出の添付書類)

第15条 要綱第8条第1項の変更の届出には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 要綱第4条第1項第1号、第2号又は第4号の登録申請事項に変更があったときは、要綱第4条第3項第1号アに掲げる書類
- (2) 要綱第4条第1項第7号の登録申請事項に変更があったときは、要綱第4条第3項第4号に掲げる書類

(変更登録通知の様式)

第16条 要綱第8条第3項の変更登録通知は、別記第8号様式により通知する。

(廃業等の届出の様式)

第17条 要綱第9条の廃業等の届出は、別記第9号様式により届け出る。

(登録取消通知)

第18条 要綱第10条第2項の登録取消通知は、別記第10号様式により通知する。

(倫理規定)

第19条 要綱第11条第1項の都市整備部長が別に定める倫理規定は、次の各号のと

おりとする。

- (1) 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
- (2) 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
- (3) 見積や契約等について誤解を生じないように正確で分かりやすい書面により適正な業務執行に努める。
- (4) 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
- (5) 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
- (6) 住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。
- (7) 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

(セミナー等)

第20条 要綱第11条第3項の都市整備部長が別に定めるセミナー等は、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が開催する事業者向けのセミナー又はシンポジウムをいう。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項については都市整備部長と協議の上、決定するものとする。

付 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

別表 1（第 11 条関係）

要綱第 5 条第 3 号イに定める資格

資格	根拠となる法律又は試験主催者
建築士	建築士法
建築施工管理技士	建設業法
建築設備士	建築士法
管工事施工管理技士	建設業法
電気工事施工管理技士	建設業法
浄化槽設備士	浄化槽法
電気工事士	電気工事士法
電気主任技術者	電気事業法
電気通信主任技術者	電気通信事業法
給水装置工事主任技術者	水道法
消防設備士	消防法
液化石油ガス設備士	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
ガス消費機器設置工事監督者	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
建築板金技能士	職業能力開発促進法
マンションリフォームマネージャー	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
インテリアプランナー	公益財団法人建築技術教育普及センター
福祉住環境コーディネーター	東京商工会議所
増改築相談員	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 商号又は屋号 _____
所 在 地 _____
電 話 番 号 _____

板橋区住宅リフォーム事業者新規登録申請書

板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり登録を申請します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 代表者の氏名

2 設立年月日又は開業日

3 現に受けている建設業法第3条第1項の許可の許可番号

4 建設業法の許可を受けていない場合には、次の資格のうち従業者が有するいずれか1つの資格

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ 建築士 | ☐ 建築施工管理技士 |
| ☐ 建築設備士 | ☐ 管工事施工管理技士 |
| ☐ 電気工事施工管理技士 | ☐ 浄化槽設備士 |
| ☐ 電気工事士 | ☐ 電気主任技術者 |
| ☐ 電気通信主任技術者 | ☐ 給水装置工事主任技術者 |
| ☐ 消防設備士 | ☐ 液化石油ガス設備士 |
| ☐ ガス消費機器設置工事監督者 | ☐ 建築板金技能士 |
| ☐ マンションリフォームマネージャー | ☐ インテリアプランナー |
| ☐ 福祉住環境コーディネーター | ☐ 増改築相談員 |

5 従業者数

_____人

☐ 戸建住宅
☐ 共同住宅専有部分
☐ 共同住宅共用部分

☐ 増築	☐ 柱・はり
☐ 屋根・外壁	☐ 天井・内壁・床
☐ ドアや窓等の建具	☐ 水回り（浴室等）・給排水（給水管等）
☐ 住宅設備（冷暖房や給湯設備等）	☐ 電気設備
☐ 外構（フェンス・堀・門扉・車庫等）	
☐ 耐震改修	☐ バリアフリー改修
☐ 省エネ改修	

実施有 実施無

※2 工事が複数箇所にあたる場合は、各箇所につき1件として計上してください

増築 _____ 件
柱・はり _____ 件
屋根・外壁 _____ 件
天井・内壁・床 _____ 件
ドアや窓等の建具 _____ 件
水回り（浴室等）・給排水（給水管等） _____ 件
住宅設備（冷暖房や給湯設備等） _____ 件
電気設備 _____ 件
外構（フェンス・堀・門扉・車庫等） _____ 件
耐震改修 _____ 件
バリアフリー改修 _____ 件
省エネ改修 _____ 件
住宅診断（ホームインスペクション）件数 _____ 件

その他（条件等）：

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 商号又は屋号 _____
所 在 地 _____
電 話 番 号 _____

板橋区住宅リフォーム事業者更新登録申請書

板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり登録を申請します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 代表者の氏名

2 従業者数

_____人

3 請け負う建物の種類

- ☐ 戸建住宅
☐ 共同住宅専有部分
☐ 共同住宅共用部分

4 請け負う住宅リフォーム工事等の種類

- | | |
|--|---|
| ☐ 増築 | ☐ 柱・はり |
| ☐ 屋根・外壁 | ☐ 天井・内壁・床 |
| ☐ ドアや窓等の建具 | ☐ 水回り（浴室等）・給排水（給水管等） |
| ☐ 住宅設備（冷暖房や給湯設備等） | ☐ 電気設備 |
| ☐ 外構（フェンス・堀・門扉・車庫等） | |
| ☐ 耐震改修 | ☐ バリアフリー改修 |
| ☐ 省エネ改修 | |

5 住宅診断（ホームインスペクション）

実施有 ・ 実施無

6 請け負った住宅リフォーム工事等の件数

※1 前年の1月から12月まで（1年間）の実績件数を報告してください

※2 工事が複数箇所にあたる場合は、各箇所につき1件として計上してください

増築 _____件

柱・はり _____件

屋根・外壁 _____件

天井・内壁・床 _____件

ドアや窓等の建具 _____件

水回り（浴室等）・給排水（給水管等） _____件

住宅設備（冷暖房や給湯設備等） _____件

電気設備 _____件

外構（フェンス・堀・門扉・車庫等） _____件

耐震改修 _____件

バリアフリー改修 _____件

省エネ改修 _____件

住宅診断（ホームインスペクション）件数 _____件

7 見積作成費用

無料 ・ 有料（ _____円）

その他（条件等）： _____

8 区窓口で配布する「住宅リフォーム事業者登録名簿」又は板橋区住宅リフォーム事業者登録制度に係る区のホームページを閲覧した住宅居住者等からの問合せ件数

_____件

9 担当者の氏名及び連絡先

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

メールアドレス _____

年 月 日

実務経歴書

屋 号 _____
所 在 地 _____
電 話 番 号 _____

年 月	経 歴

年 月 日

（宛先）板橋区長

誓約書

1 次の登録拒否事由のいずれにも該当しないことを誓約します

- ☐ 「板橋区住宅リフォーム事業者登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者」に該当しません
- ☐ 「建設業の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者又は建設業法の規定による営業の停止若しくは禁止の処分を受け、その処分の期間が経過しない者」に該当しません
- ☐ 「建設業法その他の法令又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者」に該当しません

【法人である場合】

- ☐ 法人税、法人事業税及び法人住民税を滞納していません

【個人である場合】

- ☐ 住民税及び個人事業税を滞納していません
- ☐ 「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）」に該当しません
- ☐ 「反社会的勢力が経営を支配している、又は実質的に関与していると認められる関係を有する者」に該当しません
- ☐ 「不当に反社会的勢力を利用している、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者」に該当しません
- ☐ 区との契約について、現に指名停止を受けていません

2 次の倫理規定の全てを遵守します

- ☐ 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努めます
- ☐ 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努めます
- ☐ 見積や契約等について誤解を生じないように正確で分かりやすい書面により適正な業務執行に努めます
- ☐ 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努めます
- ☐ 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努めます
- ☐ 住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努めます
- ☐ 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等に

よる地球環境保全への寄与に努めます

3 リフォーム工事瑕疵保険への加入等に努めます

- ☐ リフォーム工事瑕疵保険へ加入できるよう住宅瑕疵担保責任保険法人に事業者登録するとともに、請負契約前にリフォーム工事瑕疵保険への加入について注文者へ説明することに努めます

4 専門知識及び意識の向上に努めます

- ☐ 住宅リフォーム工事等に関する知識及び意識の向上のため、区長が実施する講習会等を受講し、又はその従業者に当該講習等を受講させるよう努めます

申請者	商号又は屋号	_____
	所在地	_____
	代表者氏名	_____

別記第5号様式（第12条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区住宅リフォーム事業者登録通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区住宅リフォーム事業者登録について、板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり登録することを決定しましたので通知します。

記

- 1 商号又は屋号
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 登録有効期間

別記第6号様式（第13条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区住宅リフォーム事業者登録拒否通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区住宅リフォーム事業者登録について、板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり登録しないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 商号又は屋号
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 登録しない理由

別記第7号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

届出者 商号又は屋号 _____
所 在 地 _____
電 話 番 号 _____

板橋区住宅リフォーム事業者変更登録届出書

板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 商号又は屋号
（変更前） _____
（変更後） _____
- 2 所在地
（変更前） _____
（変更後） _____
- 3 電話番号

- 4 代表者の氏名

- 5 設立年月日又は開業日

- 6 現に受けている建設業法第3条第1項の許可の許可番号

1つの資格

- ☐
- マンションリフォームマネージャー

人

☐ 戸建住宅
☐ 共同住宅専有部分
☐ 共同住宅共用部分

☐ 増築	☐ 柱・はり
☐ 屋根・外壁	☐ 天井・内壁・床
☐ ドアや窓等の建具	☐ 水回り（浴室等）・給排水（給水管等）
☐ 住宅設備（冷暖房や給湯設備等）	☐ 電気設備
☐ 外構（フェンス・堀・門扉・車庫等）	
☐ 耐震改修	☐ バリアフリー改修
☐ 省エネ改修	

実施有 ・ 実施無

無料 ・ 有料 (円)

[illegible]

氏 名 _____
電 話 番 号 _____
メールアドレス _____

別記第8号様式（第16条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区住宅リフォーム事業者変更登録通知書

年 月 日付で届出のあった板橋区住宅リフォーム事業者変更登録について、板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

- 1 商号又は屋号
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 変更事項

別記第9号様式（第17条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

届出者 商号又は屋号 _____
所 在 地 _____
電 話 番 号 _____

板橋区住宅リフォーム事業者廃業等届出書

板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第9条の規定により、下記のとおり廃業等を届け出ます。

記

1 届出の事由

- ☐ 個人が死亡したため
- ☐ 法人が解散したため
- ☐ 法人が消滅したため
- ☐ 住宅リフォーム事業を廃業したため
- ☐ 区内の支店若しくは営業所を廃止したため
- ☐ 登録を辞退したため

2 届出事由の発生日

3 担当者の氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

氏 名 _____
電 話 番 号 _____
メールアドレス _____

別記第10号様式（第18条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区住宅リフォーム事業者登録取消通知書

板橋区住宅リフォーム事業者登録について、板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

記

1 取消事由